

議案第 16 号

東京都板橋区工場立地法準則条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区工場立地法準則条例の一部を改正する条例
東京都板橋区工場立地法準則条例（平成 25 年板橋区条例第 8 号）の
一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条中「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」に
改める。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

工場立地法の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。